

福岡県外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）の定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、介護保険法（平成9年法律第123号）上の介護事業を行い、外国人介護職員を受け入れる（予定を含む）施設等（以下「受入れ（予定）介護施設等」という。）が行うコミュニケーション支援、学習支援、生活支援に必要な取組に対して補助することにより、外国人介護職員の円滑な就労と定着を促すことを目的とする。

また、外国人留学生が在籍する介護福祉士養成施設（以下「受入れ養成施設」という。）が行う教育の質の向上等に必要な取組に対して補助することにより、留学生に質の高い教育を提供し、介護福祉士試験に合格できるよう支援することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

なお、補助金の交付対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。ただし、物品の購入又はリースを行うことにより取組が完了するものについては、交付決定のあつた日から3月31日までとする。

- (1) 福岡県内に所在する受入れ（予定）介護施設等が行う、外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組、外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組、外国人介護職員の生活支援に必要な取組に係る事業
- (2) 福岡県内に所在する受入れ養成施設が行う、留学生に適切な教育を行うための教員の質の向上に必要な取組に係る事業

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

- (1) 前条第1号に規定する補助事業を行う場合

1 対象経費	2 補助率	3 補助限度額	4 補助金の額
--------	-------	---------	---------

補助事業の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料、通訳料、翻訳料）、賃借料及び使用料、委託料、備品購入費、負担金	3分の2	200千円 (1施設あたり)	対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じたもの（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を交付額とする。ただし、補助限度額を上限とする。
---	------	-------------------	--

（2）前条第2号に規定する事業を行う場合

1 対象経費	2 補助率	3 補助限度額	4 補助金の額
補助事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料、通訳料、翻訳料）、賃借料及び使用料、委託料、備品購入費、負担金	10分の10	550千円 (1施設あたり)	対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じたもの（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を交付額とする。ただし、補助限度額を上限とする。

（交付の除外要件）

第5条 補助事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）が、この補助金の交付申請をしようとするとき、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないものとする。

- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- （2）法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体
- （3）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体
- （4）次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
 - イ 暴力団が事業主又は役員に就任している団体
 - ロ 暴力団員が実質的に運営している団体
 - ハ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
 - ニ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
 - ホ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
 - ヘ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(交付の条件)

- 第6条 この補助金の交付の決定については、次の条件を付すものとする。
- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機器、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和4年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させことがある。
 - (4) 補助事業により取得、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - (5) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合には、一括下請負の承諾をしてはならない。
 - (6) 補助金と補助事業に係る証拠書類の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
 - (7) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
 - (8) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県の負担又は補助を受けてはならない。

(補助金の交付申請)

- 第7条 事業者が補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号により、別に指示する期日までに知事に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第8条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、様式2により補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

- 第9条 知事は、事業者が第5条に規定する団体であることが判明した場合又は第

6条に規定する条件に違反した場合、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(事業変更の承認)

第10条 事業者は、補助事業の内容の変更（事業に要する経費の減額の場合を除く。）をしようとするときは、あらかじめ様式3により知事に申請し、その承認を受けなければならぬ。

2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができます。

(事業の中止又は廃止)

第11条 事業者は、補助事業の中止、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ様式4により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(概算払の請求)

第12条 事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、様式5により知事に請求しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適當と認めるときは補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(実績報告)

第13条 事業者は、補助事業が完了した日から起算して1月を経過した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、様式6により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適當であると認めたときは、当該実績報告書に基づいて、第4条により算定した額と交付額のいずれか少ない方の額により、補助金の額を確定するものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う報告)

第15条 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合を含む。）は、様式7により速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知

事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(その他)

第16条 特別の事情により第7条、第10条、第11条、第13条に定める手続によることのできない場合には、あらかじめ、知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この交付要綱は、令和2年6月3日から施行し、令和2年度から令和7年度までの補助金に適用する。

附 則

この交付要綱は、令和2年12月28日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この交付要綱は、令和5年4月1日から施行する。